

第 6 回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和 4 年 6 月 23 日 (木) 午後 2 時 00 分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3 階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13 名
4. 出席委員 (13 名)

1 番 佐々木康二	8 番 田中 信幸
2 番 高橋 裕一	9 番 舟山 賢治
3 番 藤中 敏彦	10 番 福田はるみ
4 番 朴谷 和夫	11 番 木下 和夫
5 番 窪 郁夫	12 番 太田 正人
6 番 杉山 央	13 番 住田 哲也
7 番 荒川 敏幸	
5. 欠席委員 (0 名)
6. 議事日程

日程第 1	議案第 25 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
日程第 2	議案第 26 号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
日程第 3	議案第 27 号	土地の現況証明書の交付について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂本 好信
事務局主任	福屋 翔太
8. 会議の概要 開会 午後 2 時 00 分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和4年第6回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

先ほどの現地確認、委員の皆さん事務局の皆さんお疲れ様でした。

先月田植えも終わり6月に入りましたが、田植え時期の天気はそこそこよかったです。ここ最近の天気を見ますと、そこそこ気温はありますが意外と日差しが少なく、これから1週間以上は曇り雨の予報が出てますし、来週ぐらいから温度も結構上がってくるという事で、まだ私もそばを撒いてもらっていませんが、これからは収穫作業、ハウス作業などを行いますので、体調には十分気を付けていただきたいと思いますし、コロナの方もまだまだ収まっていないんですけども、町の施設が収容人数の50%であれば飲食の利用も可能となると伺ってますし、そういった方向でコロナの状況も収束に近づいているのかと感じてますけども、日頃の感染対策に気を付けていただきたいと思います。

本日の会議録署名委員は、議席9番、舟山委員、議席12番、太田委員に願います。

只今の出席委員は13名、全員であります。

関係機関では、土地改良区の山下課長、普及センターの近藤係長、共済組合の田澤主任から欠席したいとの連絡が入っております。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明を願います。

局長： はい、1ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第1、「議案第25号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」1件、賃貸借が1件でございます。日程第2、「議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」1件、継続が1件でございます。日程第3、「議案第27号、土地の現況証明書の交付について」2件、及び「その他」でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、「議案第25号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明を願います。

主任： はい。議案第25号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求めます。令和4年6月23日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は農業経営の安定でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、借主の〇〇〇〇さんは、祖父の〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、叔父の〇〇〇〇さんの元で就農しておりますが、将来を見据え農地取得を検討しておりました。貸主の〇〇〇〇さんは、相続により農地を取得しましたが、耕作することができないため、借主の申し入れに対し、貸主が合

意したため、農地法第3条による申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題ありません。権利取得後における経営面積は、農地法で規定されている下限面積を上回っており、許可要件を満たしているものと考えます。同じく、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、賃貸借の番号1について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第25号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第25号、番号1については原案のとおり決定をいたします。続きまして、4ページの日程第2、議案第26号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第6回）の決定について審議を求める。令和4年6月23日提出、当麻町農業委員会会長名。
利用権設定の継続でございますが、継続案件のため、経営面積、うち借入面積、申請理由につきましても、説明を省略させていただきます。

利用権設定の継続、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。以上です。

議長： 只今、事務局より、利用権設定の継続、番号1について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第26号、番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第26号、利用権設定の継続については原案のとおり決定をいたします。続きまして、5ページ、日程第3、議案第27号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。まず、番号1について事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第 27 号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和 4 年 6 月 23 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇が畑、利用状況、すべて農地以外、面積合計、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、6 月 6 日、太田委員と荒川委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ〇番の図面箇所、令和 2 年 6 月 26 日開催の農業委員会総会において、農地法第 5 条による転用許可を審議し、許可相当として、北海道農業会議へ諮問し、令和 2 年 7 月に農地転用許可をされた農地で、〇〇〇〇が進める宅地造成、〇〇〇〇に係る農地でございます。別にお配りしております、議案第 27 号番号 1、説明資料と書かれた写真をご覧願います。当該地は、宅地分譲地として道路舗装工事以外すべてが完了していることから、農地としての復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 27 号の番号 1 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 27 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 27 号、番号 1 については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

主任： はい。番号 2、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、すべて田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、6 月 6 日、太田委員と荒川委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ〇番の図面箇所、所有者の〇〇〇〇さんの住宅に隣接しております。当該地は 20 年以上前に離農し、耕作しておらず、周りの土地よりも 50 cm ほど低く、用水、排水も無く、また、周辺は住宅が建ち、宅地化が進んでいる状況で、袋地にあるため、農地としての復元は困難であります。また〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇については、長年車両通路として使用しており、砂利が敷設されているため、農地としての利用は難しく、復元するのは困難であることから、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 27 号、番号 2 について、説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 27 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。番号 2 については、原案のとおり決定いたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： 農林業振興課から 1 点ご報告申し上げます。お手元にお配りさせていただいています農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてです。

北海道が定める基本方針のおおむね 5 年ごとに行われる見直しに基づく変更ということで、令和 4 年 2 月の農業委員会総会で説明をさせていただき、変更承認の意見をいただいていたところですが、この度、知事の同意をいただきまして、5 月 30 日に公告を行い、変更いたしました。

農業委員の皆様にはご協力を賜りこの場をお借りしてお礼申し上げます。農林業振興課からは以上でございます。

議長： 農業センター。

農業センター： 農業センターから 1 点ご連絡いたします。来月の 7 月 4、5、6 日において令和 4 年産の作付の確認を実施いたします。班については 3 班体制で、3 日間という事で圃場を確認させていただきますので、よろしく願いいたします。案内文書につきましては 24 日にお送りいたします。以上です。

議長： 農協。

農協： 農協からは特にございません。

議長： 共済組合。

局長： 共済組合より連絡事項がございます。共済事業の加入者につきましては、6 月 28 日に水稻・畑作物の品種・作付確認に伴う駐在を行います。畑作物につきましては 7 月 15 日・水稻につきましては 7 月 22 日に掛金の徴収を行う

予定です。

収入保険加入者につきましては、現在、本年度の基準収入の算定作業を行っております。今後の予定としまして、7月上旬ごろに作付内容の確認をさせていただいた後、確定となり、支払回数にもよりますが、個人の方は8月26日、法人の方は事業開始から7か月後に最終の掛金等を徴収させていただきます。

共済事業・収入保険事業ともに変更がありましたら共済組合まで連絡をお願いいたします。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

主任： **【事務連絡】**

議長： それでは、次回、令和4年7月の農業委員会総会の日程であります。7月27日、水曜日、午後1時30分からの予定といたします。お忙しい時期ではありますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局長： ご起立願います。礼。

全員： ご苦労さまでした。

閉会 午後2時19分